

2019年度

「介護福祉士修学資金・
社会福祉士修学資金貸付制度」
申込みのしおり
(募集要項)

目 次

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度について……	P 1
申込みから返還免除までの流れ……	P 2
Q & A……	P 3
募集要項……	P 5
申請様式等……	P 11

貸付制度の概要

介護福祉士修学資金等貸付制度は、介護福祉士または社会福祉士養成施設に在学し、卒業後は介護福祉士または社会福祉士の資格を取得し、茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士等としての業務に従事する意思を持つ方に無利子で修学資金を貸し付け、資格取得を容易にするとともに、県内の社会福祉施設等に勤務する質の高い介護福祉士等の育成・確保を図ることを目的としています。

介護福祉士または社会福祉士として、5年間継続して業務に従事すると、貸付金は全額返還免除となります。

2019年度申請受付期間

2019年5月27日(月)から6月26日(水)まで

(茨城県社会福祉協議会必着)

貸付対象者

介護福祉士または社会福祉士養成施設に在学し、卒業後は介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得・登録をして、茨城県内の社会福祉施設等において5年間介護福祉士または社会福祉士としての業務に従事する意思を持ち、成績優秀で経済的に貸付けを必要とする所定の要件を満たす人です。

貸付金額及び貸付期間

- 修学資金 月額5万円以内（正規の履修期間）
- 入学準備金 20万円以内（初回送金時に一括交付）
- 就職準備金 20万円以内（最終回送金時に一括交付）
- 国家試験対策費用 年度当たり4万円以内
（毎年度初回交付時に一括交付、対象は介護福祉士修学資金貸付者のみ）

※生活保護世帯及び生活保護に準ずる世帯に対し、生活費加算制度あり

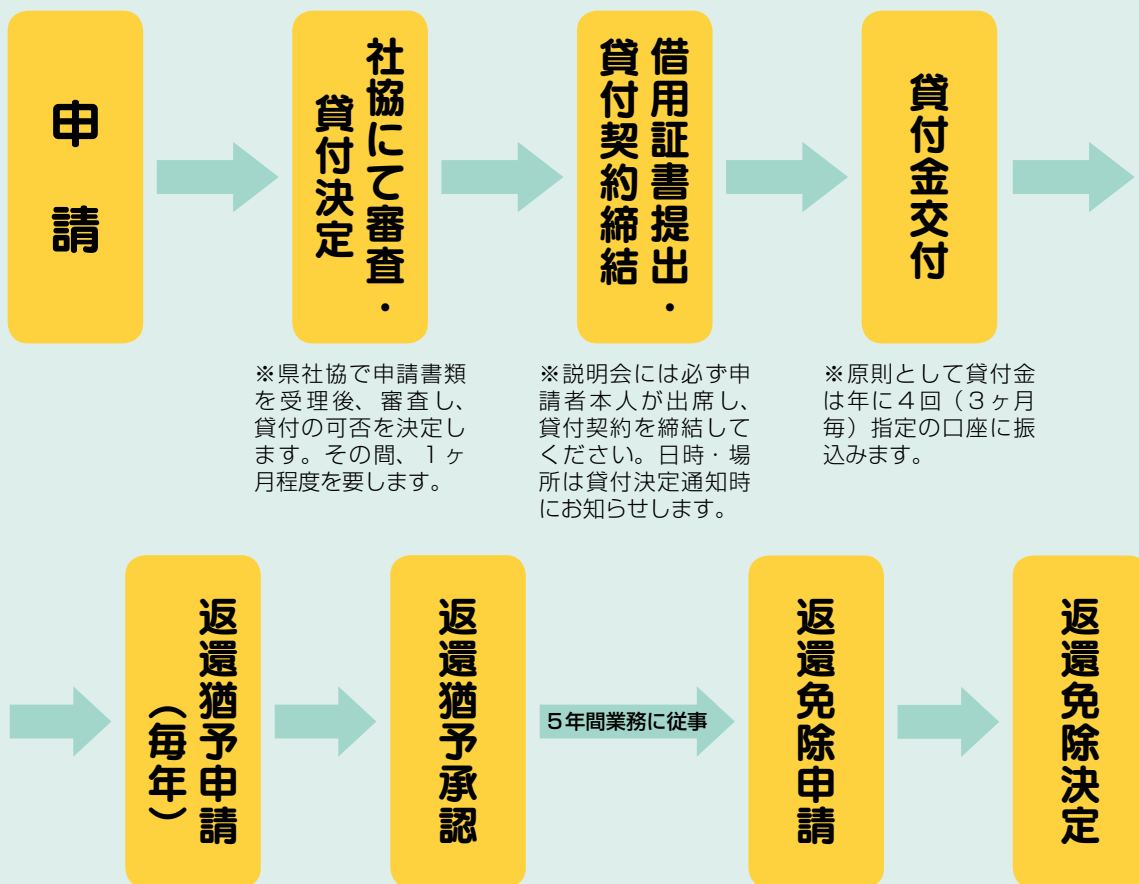
貸付金の交付

貸付金は、養成施設入学後に原則として年4回（6月・9月・12月・3月）に分け、申請者ご本人名義の金融機関口座に送金します。

各種手続き

- 連帯保証人（申請者が未成年の場合は法定代理人の方）が1名必要です。
- 個人の連帯保証人を立てることが困難な人は、法人による連帯保証制度を利用することができます。詳細は県社協にご相談ください。
- その他必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

申請から返還免除までの流れ



※氏名変更や転居・転職等の変更事項が生じた場合や、返還猶予事由・返還免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行ってください。



Q 貸付期間中に学校を留年してしまったらどうなりますか？

A 学業成績不良による留年の場合は貸付契約の解除となり、卒業後から貸付金を返還していただきます。

ただし、災害、病気等やむを得ない事情がある場合にはご相談ください。

Q 貸付金を返還することになった場合、いつまでに返還すればよいですか？

A 貸付金を返還することになったときは、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、一括、半年賦または月賦のいずれかの方法で返還してください。

例えば、2年間貸付を受けた場合は、返還決定後4年以内に貸付金の全額を返還していただきます。月賦で返還する場合は、次のようになります。

〈貸付金額 1,680,000円、貸付期間が2年間の場合〉

- 返還期間最長4年（48月）

1,680,000円 ÷ 48月 = 35,000円（1回当たりの返還金額）

- 返還期間の算定は、返還しなければならない事由が発生した翌月からとなります。返還期限を過ぎても返還が終了していない場合は、残金に年5.0%の延滞利子が加算されます。

Q 働きながら養成施設に在学していますが、就職準備金は申請できますか？

A 申請日現在において就業中の方は、就職準備金の貸付の対象となりません。ただし、入学準備金は申請していただけます。

Q 収入が無い人の課税証明書はどうすればいいですか？

A 住民票に記載のある18歳以上の人で、収入が無い場合には非課税証明書を提出してください。なお、前年度が高校生であっても貸付申請者本人の非課税証明書の提出が必要です。

Q 入学準備金・就職準備金はいつ振込まれますか？

A 入学準備金は初回の送金時に月額貸付金と合わせて交付し、就職準備金は最終回の送金時に月額貸付金と合わせて交付します。
なお、国家試験受験対策費については、年度の第1回目送金時に交付します。

Q 振込口座は親名義のものでもいいですか？

A 振込口座は申請者ご本人様名義のものに限ります。金融機関口座を持っていない人は、貸付契約を締結するまでに開設してください。（ゆうちょ銀行は除く）

Q 生活費加算制度とはどのような人が対象になりますか？

A 貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯含む）の方は、居住地の住宅扶助費相当額を生活費加算として貸付けすることができます。

加算額は貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。また、加算額について貸付決定後、貸付期間中に変更はできません。

※生活費加算を付帯する場合は生活保護の廃止または世帯分離が必要です。

Q 生活保護世帯に準ずる経済状況とはどのようなことですか？

A 貸付申請日の属する年度または前年度において、次のいずれかの措置を受けている世帯で、茨城県知事が認定した世帯の人です。

ア 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

2019年度

**介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金
貸付申請者募集要項**

2019年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 貸付申請者募集要項

茨城県内の介護福祉士及び社会福祉士の確保を図り、福祉の増進に資するため、介護福祉士又は社会福祉士研修施設（以下「養成施設等」という）の在籍者を対象に修学資金を貸付ける制度です。

2019年度の介護福祉士修学資金等の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

1 募集期間 2019年5月27日(月)から6月26日(水)必着

※上記募集期間は養成施設等から茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という）への申請書類提出期間です。

※申請者は、在籍する各養成施設等を通して提出してください。

※養成施設等によって受付の窓口、期間等が異なりますので、必ずご確認ください。

2 貸付対象者

養成施設等に在学（2019年度入学又は2019年4月1日現在在学中）し、卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録し、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思を持ち、成績優秀で家庭の経済状況等から貸付を必要とする次の（1）から（3）のいずれかに該当する方。

- （1）茨城県内に住民登録している方（県外の養成施設等に在学中でも対象となります）
- （2）茨城県内の介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方
- （3）養成施設の学生となった年度の前年度茨城県内に住民登録していて、かつ介護福祉士又は社会福祉士の養成施設で修学するために茨城県外に転居した方
- （4）県境付近に居住する人の特例

茨城県と隣接する県に居住し、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思を持つ人に限り、居住地の最寄の養成施設に在学する場合も貸付対象となります。

3 貸付金額、貸付期間等

（1）介護福祉士修学資金

修学資金 月額5万円以内（貸付期間は正規の修学期間）

入学準備金 20万円以内（初回の貸付時）

就職準備金 20万円以内（最終回の貸付時）

国家試験受験対策費用 4万円以内（2019年度以降卒業する方を対象に年度あたり1回）

※生活費加算制度あり

（2）社会福祉士修学資金

修学資金 月額5万円以内（貸付期間は正規の修学期間）

入学準備金 20万円以内（初回の貸付時）

就職準備金 20万円以内（最終回の貸付時）

※生活費加算制度あり

※短期養成施設等に在学の場合は、初回又は最終回いずれかの貸付となります。

4 申請方法

申請は、必ず養成施設を通して行ってください。

- (1) 個人の連帯保証人を立てられる人が申請する場合は、各自の状況に応じて【表A】「申請に必要な書類」1から5に掲げた必要な書類を揃えて養成施設等に提出してください。
- (2) 法人による連帯保証を受ける人が申請する場合は、【表B】「申請に必要な書類」1から6に掲げた書類を揃えて養成施設等に提出してください。
- (3) 養成施設等において、申請者に係る下表の「推薦書」(第4号様式)及び「直近の学業成績証明書」を作成し、申請者から提出された(1)又は(2)の書類とあわせて募集期間内に県社協へ提出してください。

【表A】申請に必要な書類

	番号	提出書類	様式等	留意事項等
申請者が準備	1	修学資金貸付申請書	第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の貸付希望者が自筆で作成 ・連帯保証人が1名必要。申請書には連帯保証人が自筆で記入し、実印で押印。 連帯保証人の所得証明書類、印鑑登録証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付してください。 ※連帯保証人の要件(10ページ9も参照) <ul style="list-style-type: none"> ア 独立の生計を営む成年 イ 申請者が未成年の場合は法定代理人
	2	住民票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票謄本(3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの) ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要
	3	課税証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の市町村県民税課税証明書(3ヶ月以内に発行された所得の種類・額、市町村県民税状況、扶養親族の数、各種控除が明示された個人用のもの) ・住民票に記載のある18歳以上の方全員分(収入が無い方は非課税証明書)を提出してください。
	4	離職して2年以内であることを証明する書類(離職証明書等)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年離職者(45歳以上かつ離職後2年以内の方)が対象
	5	生活保護受給者証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・生活費加算制度利用については、居住地の福祉事務所長等が発行する生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する意見書(生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。) ※その他個別状況に応じ、必要となる書類があります。
養成施設等が作成	6	推薦書	第4号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等において作成してください。
	7	直近の学業成績証明書	在学する養成施設等の学業成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等において作成してください。 ・在学中の養成施設等の成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校等の成績証明書(卒業後の年数が経過し成績証明書の提出ができない場合は、その旨を記載した理由書(様式不問)及び卒業証書の写しを提出してください。)

【表B】申請に必要な書類（法人保証の場合）

	番号	提出書類	様式等	留意事項等
申請者が準備	1	修学資金貸付申請書	第1号様式の2	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の貸付希望者が自筆で作成し、連帯保証人欄は、連帯保証人となる法人が作成してください。 ・連帯保証する法人について原本証明のある次のア～エの書類とオを添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ア 定款 イ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの） ウ 直近2か年の決算書（総括部分）下記に該当するもの全て <ul style="list-style-type: none"> 〔貸借対照表、事業活動計算書、損益計算書、資金収支計算書、その他〕 エ 法人として連帯保証することを決定したことが確認できる書類（理事会議事録の写等） オ 法人の事業概要がわかる書類 <p>※連帯保証人の要件（10ページ9を参照）</p>
	2	住民票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票謄本（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ・<u>外国籍の場合、在留期間、在留資格が記載されたもの</u> <p>※マイナンバー及び本籍地の記載は不要</p>
	3	課税証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の市町村県民税課税証明書（3ヶ月以内に発行された所得の種類・額、市町村県民税状況、扶養親族の数、各種控除が明示された個人用のもの） ・住民票に記載のある18歳以上の方全員分（収入が無い方は非課税証明書）を提出してください。
	4	離職して2年以内であることを証明する書類（離職証明書等）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年離職者（45歳以上かつ離職後2年以内の方）が対象
	5	生活保護受給者証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・生活費加算制度利用については、居住地の福祉事務所長等が発行する生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する意見書（生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。） ※その他個別状況に応じ、必要となる書類があります。
	6	その他	児童相談所長の意見等が記載されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・措置解除又は委託解除通知の写 ・大学進学等自立生活支度費特別基準申請書の写 ・就職支度費特別基準申請書の写
養成施設等が作成	7	推薦書	第4号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等において作成してください。
	8	直近の学業成績証明書	在学する養成施設等の学業成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等において作成してください。 ・在学中の養成施設等の成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校等の成績証明書（卒業後の年数が経過し成績証明書の提出ができない場合は、その旨を記載した理由書（様式不問）及び卒業証書の写しを提出してください。）

5 貸付の決定

- (1) 提出された申請書類等を茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で審査のうえ、修学資金貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- (2) 貸付決定通知とともに、修学資金等借用証書（以下「借用証書」という）、振込口座申込書等の書類を郵送しますので、定められた期間に県社協へ提出してください。
※借用証書には申請者本人の署名・押印（実印、印鑑登録証明書が必要）が必要です。また、貸付金を送金するため申請者名義の金融機関口座（ゆうちょ銀行は除く）が必要です。
- (3) 借用証書の提出をもって貸付契約が締結されます。貸付契約及び貸付制度に係る説明会を実施しますので、必ず参加してください。

6 貸付金の交付

- (1) 貸付契約締結後、指定された口座に貸付金を交付します。
- (2) 貸付金は年4回交付します。
※4～6月分→6月末交付、7～9月分→9月末交付、10～12月分→12月末交付、1～3月分→3月末交付

7 貸付金の返還について

修学資金は、返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付期間の2倍に相当する期間内に月賦・半年賦又は一括払の方法により返還してください。

なお、返還期間内に返還できない場合は、年5.0%の延滞利子が発生します。

8 貸付金の返還免除

修学資金の貸付を受けた人は、養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録を行い茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士又は社会福祉士としての業務に引き続き5年間（県内の過疎地域又は中高年離職者（養成施設等入学時に45歳以上で離職して2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間）業務に従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

<県内の過疎地域>

大子町、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、
常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、
城里町のうち旧七会村にあたる地域、利根町

9 連帯保証について

(1) 個人の連帯保証人

原則として日本国内に居住（申請者が未成年で、法定代理人が職務上の事由で海外赴任中の場合等を除く）する日本国籍を有する者、永住者（特別永住者）です。

(2) 連帯保証人となることができる法人

連帯保証人となることができるのは、次の①、②のいずれかに該当する法人です。

①申請者が在学する養成施設を5年以上運営する法人

②茨城県内で返還免除対象業務を5年以上営む法人

また、いずれの法人についても、保証能力等を確認できる決算書など（詳細は申請方法欄に記載した表を確認して下さい。）を提出していただきます。

(3) 法人保証を利用できる人

法人保証制度を利用できるのは、親族等の状況から個人の連帯保証人を立てることが困難な方です。

様式集

介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付制度

目次

法人による連帯保証について

申込書類記入上の注意

修学資金貸付申請書 記入例

修学資金等チェックリストA（個人の連帯保証人用）

修学資金等チェックリストB（法人保証用）

修学資金等貸付申請書（第1号様式）

修学資金等貸付申請書（第1号様式の2）（法人保証用）

推薦書（第4号様式）

修学資金等辞退届（第10号様式）

※法人による連帯保証について

介護福祉士修学資金や社会福祉士修学資金などの貸付を申請するときは、連帯保証人を立てていただきますが、個人の連帯保証人を立てることが困難な場合は、法人による連帯保証（以下「法人保証」といいます。）の利用が可能です。

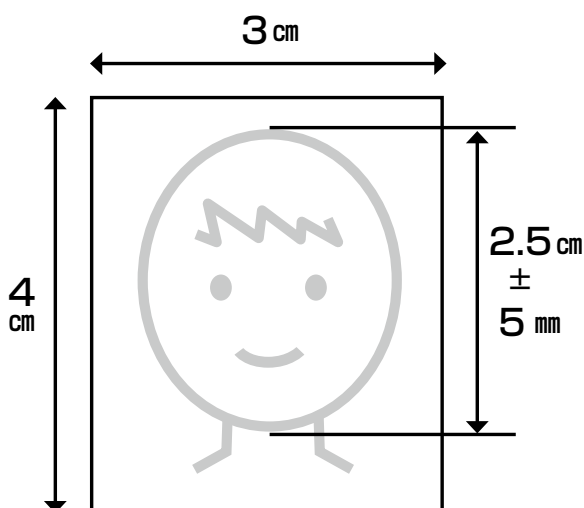
- 連帯保証人となることができるのは、次のア、イのいずれかの要件を満たす法人となります。
 - ア 申請者が在学する養成施設を5年以上運営する法人
 - イ 申請者が、介護業務等に従事した場合、返還免除となる事業を5年以上運営している法人

- 法人保証では、保証能力を確認するため、法人に関する次の書類を申請書に添付して下さい。
 - 1 定款
 - 2 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - 3 直近2か年分の決算書
（貸借対照表、事業活動計算書、損益計算書、資金収支計算書）
 - 4 連帯保証することを承認した理事会等の議事録の写し
 - 5 法人の事業概要がわかる書類等

※申込書類記入上の注意

- ①文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。

※申請書に貼付する写真についての注意事項



<申請書に貼付する証明写真>

- 1 縁なしで、サイズはタテ4センチメートル、ヨコ3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5センチメートル（±5ミリメートル）
- 2 申請者本人のみが撮影されたもの
- 3 提出の日付前6月以内に撮影されたもの
- 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの

※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

- ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの
- イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等）
- ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの
- エ 平常時の相貌と著しく異なるもの

記入例

第1号様式

記載した内容を訂正する場合は修正部分に二重線を引き訂正印を押して下さい。※修正液使用不可

修学資金貸付申請書

申請日(申請期間内の日付)
(申請日) (西暦) **2019**年**5**月**11**日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、茨城県介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

貸付希望 修学資金種別 (ワキナ)	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月	
申請者氏名	7777 ハナコ 福祉 花子	性 別	男・(女)
生年月日	(西暦) 0000年 00月 00日	年齢	18 歳
申請者住所	〒310-8586 水戸市千波町00	申請日現在の年齢	18 歳
養成施設等の名称	学校法人00▲学園 00医療福祉専門学校	入学	(西暦) 2019年 4月 1日
学部・学科・課程・コース名	▲医療福祉学科	修業年限	2 年
卒業後の就労先	茨城県内の特別養老ホーム	卒業予定(西暦)	2021年 3月 31日
貸付申請期間	(西暦) 2019年 4月 1日から(西暦) 2021年 3月 31日まで(24 箇月)	(希望・内定)	
申請金額	① 修学資金 月額50,000円×24 箇月分=1,200,000円 (月額50,000円以内) 計 (1,200,000 円) ② 入学準備金 (200,000 円) (200,000円以内) ③ 就職準備金 (200,000 円) (200,000円以内) ④ 国家試験受験対策費 (80,000 円) (1年度当たり40,000円以内) ※ただし介護福祉士修学資金申請者のみ対象 生活費加算 月額 円× 箇月分= 円	総額 (①+②+③+④+⑤)	1,680,000 円
返還時期	(西暦) 2021年 4月 から(西暦) 2025年 3月 まで	返還方法	月賦・半年賦・一括
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	<input type="checkbox"/> 申請中 <input checked="" type="checkbox"/> 借付中 <input type="checkbox"/> なし	※ 申請中又は借付中の場合、 使用中的場合は、それを証明できる書類を添付して下さい。 【例】 決定通知書のコピー 貸学生証のコピー	

年(西暦)	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。
2019	3	茨城県立00高等学校 卒業
2019	4	学校法人00▲学園 00医療福祉専門学校 入学
2021	3	学校法人00▲学園 00医療福祉専門学校 卒業見込
2019	3	普通自動車第一種免許 取得
2019	3	免状
2019	3	直近の課税証明書(市民税・県民税の課税証明書等)の課税額を記載して下さい。 ※課税証明書の「年税額」を記入
申請者の氏名	花子	勤務先・学校等
本人	福祉 花子	茨城県立00高等学校
父	福祉 花子	00株式会社
母	福祉 花子	特別養老ホーム
兄	福祉 花子	00大学
弟	福祉 花子	水戸市立00中学校
年齢	18	年度課税額
年齢	46	0 円
年齢	44	185,500 円
年齢	19	64,500 円
年齢	14	0 円
年齢	14	0 円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、修学資金を貸付するに当たり、保証人として連帯して修学資金の債務を負担します。

また、私は記入した個人印鑑登録証の印を押印して下さいます。

フリガナ	フクシ チチオ	美印	申請者との関係
氏名	福祉 花子	印	父
生年月日	(西暦) 0000年 00月 00日	年齢	46 歳
住所	〒310-8586 水戸市千波町00	電話番号	029 (350) 8366
勤務先等	00株式会社 水戸市千波町00	連帯保証人の所得証明書の「給与収入」(年金収入等含む)の金額を記入して下さい。	029 (350) 8366
年取(税込額)	4,822,505 円	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

2019年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請チェックリストA

養成校等（学校）名 _____ 氏名 _____

【記載内容確認チェック】

内容		チェック	備考
1	第1号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	申請者 直筆 のこと
2		押印した（認印）	
3		期間と申請金額は正しい	
4		申請者氏名を記載した	
5		家族の状況等を記載した	
6	第1号様式 【連帯保証人記載欄】	連帯保証人は法定代理人である	未成年者のみ
7		すべて記入した	連帯保証人
8		実印を押印した	直筆のこと

注）直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	第1号様式（修学資金貸付申請書）	<input type="checkbox"/>	
2	第4号様式（推薦書）	<input type="checkbox"/>	
3	直近の学業成績証明書	<input type="checkbox"/>	
4	申請者と申請者の生計を支える世帯全員の住民票 （世帯主・続柄の記載があるもの）	<input type="checkbox"/>	※1
5	連帯保証人の所得証明書、印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>	
6	申請者と申請者の生計を支える世帯全員の直近の市町村県民税課税証明書 （生活保護受給の場合は生活保護受給証）	<input type="checkbox"/>	※2
7	「他の貸付金等の借受の状況」が“有”の場合は、それが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
8	離職して2年以内であることが確認できる書類 （中高年離職者として申請する場合）	<input type="checkbox"/>	該当者のみ ※3

※1 住民票はマイナンバー、本籍地の記載のないものを提出してください。

※2 非課税証明書でも全員分提出してください。

※3 中高年離職者とは、入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の方をいいます。

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類が全て整っている場合に、その記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

2019年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請チェックリストB

養成校など（学校）名

氏名

【記載内容確認チェック】

内容		チェック	備考
1	第1号様式 の2 【申請者記載欄】	すべて記入した	申請者 直筆 のこと
2		押印した（認印）	
3		期間と申請金額は正しい	
4		申請者氏名を記載した	
5		家族の状況等を記載した	
6	第1号様式の2 【連帯保証人記載欄】	すべて記入した	連帯保証人 が記載
7		代表者印を押印した	

注) 直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	第1号様式の2（修学資金貸付申請書）	<input type="checkbox"/>	
2	第4号様式（推薦書）	<input type="checkbox"/>	
3	直近の学業成績証明書	<input type="checkbox"/>	
4	申請者と申請者の生計を支える世帯全員の住民票 （世帯主・続柄の記載があるもの）	<input type="checkbox"/>	※1
5	連帯保証人（法人）に関する書類（①～④は原本証明されていること） ①定款 ②履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの） ③直近2か年分の決算書（下記に該当する総括部分全て提出） □貸借対照表 □事業活動計算書 □損益計算書 □資金収支計算書 □その他（ ） ④法人として連帯保証することを決定したことが確認できる書類 （理事会議事録の写等） ⑤事業概要がわかる書類等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	全て揃っていること
6	申請者と申請者の生計を支える世帯全員の直近の市町村県民税課税証明書 （生活保護受給の場合は生活保護受給証）	<input type="checkbox"/>	※2
7	「他の貸付金等の借受の状況」が“有”の場合は、それが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
8	離職して2年以内であることが確認できる書類（中高年離職者が申請する場合）	<input type="checkbox"/>	該当者のみ※3

※1 住民票はマイナンバー、本籍地の記載のないものを提出してください。

※2 非課税証明書でも全員分提出してください。

※3 中高年離職者とは、入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の方をいいます。

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類が全て整っている場合に、その記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

修学資金貸付申請書

(申請日) 西暦 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

貸付希望	<input type="checkbox"/> 社会福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月		(写 真) 縦4cm×横3cm
修学金種別	<input type="checkbox"/> 介護福祉士		年 月	
(フリガナ)			性 別	
申請者氏名	㊦	男 ・ 女		
生年月日	(西暦) 年 月 日	年齢	歳	
申請者住所	〒 ー 電話番号 ()			
養成施設等の名称		入 学	(西暦) 年 月 日	
学部・学科・課程・コース名	(第 学年)	修業年限	年 箇月	
		卒業予定(西暦)	年 月 日	
卒業後の就労先	(希望・内定)			
貸付申請期間	(西暦) 年 月 日から(西暦) 年 月 日まで (箇月)			
申請金額	①修学資金 月額 円× 箇月分＝ (月額50,000円以内) 計 (円)			
	②入学準備金 (円) (200,000円以内)			
	③就職準備金 (円) (200,000円以内)			
	④国家試験受験対策費 (円) (1年度当たり40,000円以内)			
	※ただし介護福祉士修学資金申請者のみ対象			
	⑤生活費加算 月額 円× 箇月分＝ (円)			
	総 額 (①+②+③+④+⑤) 円			
返 還 時 期	(西暦) 年 月 から (西暦) 年 月 まで			
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括			
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	<input type="checkbox"/> 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 <input type="checkbox"/> 借用中 <input type="checkbox"/> な し			

申請者の履歴・賞罰等	年(西暦)	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。			
申請者の家族の状況	続柄	氏 名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	年度課税額
	本人			<input type="checkbox"/> 同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、修学資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して修学資金等の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ		実印		申請者との関係	
	氏 名			男・女		
	生年月日	(西暦) 年 月 日	年齢	歳		
	住 所	〒 ー 電話番号 ()				
	勤務先等	名 称				
		所在地	〒 ー 電話番号 ()			
	年収(税込額)	円	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他		

修学資金貸付申請書

(申請日) 西暦 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

貸付希望 修学金種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月		(写 真) 縦 4 cm × 横 3 cm
(フリガナ)		年 月	性 別	
申請者氏名	Ⓜ	年 月 日	男 ・ 女	
生年月日	(西暦) 年 月 日	年齢	歳	
申請者住所	〒 - 電話番号 ()			
養成施設等の名称	入学	(西暦) 年 月 日		
学部・学科・課程・コース名	(第 学年)	修業年限	年 箇月	卒業予定(西暦) 年 月 日
卒業後の就労先	(希望・内定)			
貸付申請期間	(西暦) 年 月 日から(西暦) 年 月 日まで (箇月)			
申請金額	①修学資金 月額 円 × 箇月分 = (月額 50,000 円以内) 計 (円)			
	②入学準備金 (円) (200,000 円以内) ③就職準備金 (円) (200,000 円以内) ④国家試験受験対策費 (円) (1年度当たり 40,000 円以内) ※ただし介護福祉士修学資金申請者のみ対象			
	総 額 (①+②+③+④) 円			
返 還 時 期	(西暦) 年 月 から (西暦) 年 月 まで			
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括			
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	<input type="checkbox"/> 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 <input type="checkbox"/> 借用中 <input type="checkbox"/> なし			

申請者の履歴・賞罰等	年 (西暦)	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。			
申請者の家族の状況	続柄	氏 名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	年度課税額
	本人			<input checked="" type="checkbox"/> 同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、修学資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して債務を負担します。

連帯保証人	法人の名称及び代表者氏名		代 表 者 印
	法人の所在地	〒 - 電話番号 ()	
	設 立 年 月 日	(西暦) 年 月 日	
	申請者との関係		

推 薦 書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

養成施設等の所在地

電話 ()

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名



下記の者は、介護福祉士修学資金等の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種 別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
課程名	
入学年月日	(西暦) 年 月 日
卒業(修了)予定年月日	(西暦) 年 月 日
学 年	第 学年
氏 名	
他奨学金・修学資金等 申請・借用の有無	無 ・ 有 申請書のとおり確認しました。 ※有りの場合 (奨・修学資金名)
所 見 (人物・成績等)	
推薦理由	
推薦順位	位 / 人中

修学資金等辞退届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

〒
借受人 住所

(電話)
氏名 印

下記のとおり修学資金等の貸付を辞退したいので、届け出ます。

記

貸付番号	
辞退年月日	(西暦) 年 月 日
辞退する理由	

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地

茨城県総合福祉会館 3 階

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内

TEL 029-350-8366

FAX 029-244-4652

(平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで)

※土日・祝及び年末年始は休みです。

アクセス

■バス

JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約 20 分）。

■車

常磐自動車道水戸 IC から国道 50 号バイパスを大洗方面へ約 10 km。または、北関東自動車道水戸南 IC から国道 50 号バイパスを笠間方面へ約 7 km。



ホームページ

<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

茨城県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金貸付

検索

茨城県社会福祉協議会 社会福祉士修学資金貸付

検索